

前田の《ちょっと経営を考えよう》第 332 回

年初に今年の景気予測を皆様にお話ししましたが、やはりお話したような経済情勢になってきました。

一つがやはり中国の景気減速ですね。これは日本にとって大きな影響を及ぼしています。日本の各大企業も、中国への輸出減少のため貿易売上がかなり減少し始めており、長く続いた景気拡大局面もぼちぼち終わりを迎えようとしているものと思われま

す。二つ目はヨーロッパの景気悪化がいよいよ厳しくなっていることですね。今日（3月8日現在）の情報では金融引き締め（金利率UP）ができないほど諸環境悪化が続いているようです。

他に、アメリカの景気はいかがでしょうか。現地報道ではまだまだ景気は拡大するとされる分野もありますが、一方でやはり中国との貿易戦争の影響がじわりときいてきており、アメリカ経済も多方面で景気減速しつつあるとの情報も流れています。そうすると日本にとってはさらに悪い影響が続くことが想定されます。

こうして大きな目で日本を見ると、今年の消費税率UP実行の時には、UPができないくらい日本の経済も悪くなっているような気がします。

さあそんなとき、我々中小企業はどう対処すればいいか？ですね。大変難しいことですが、今私が考えつくのは「情報交換」「仲間づくり」ではないかと思

- ・多方面の情報を集めて対応する
- ・仕入も売上もあまり短絡的に考えない
- ・皆さんの知恵を集めて行動する

それがこの時期の戦略ではないかと思

前田の《今人生を語る》第 237 回

めざめよ日本人 (159)

今我々が気をつけなければいけないこと、あるいは身につけねばならないことは次の通りかと思

- ① 誰かがやってくれるという依存心はなくそう
- ② なんとかなるさという楽観主義・安易な発想はやめよう
- ③ ビジョン（将来の見通し）を身につけよう

確定申告を間違えたとき

松村 英治

確定申告の申告内容の間違いに気が付いた場合、その申告内容を修正しなければなりません。修正内容には以下の2種類があります

1. 「更正の請求」 納税額が多い、還付額が少ない場合の手続き
2. 「修正申告」 納税額が少ない、還付額が多い場合の手続き

1. 納める税金が多過ぎた場合や還付される税金が少な過ぎた場合
⇒ 更正の請求という手続きになります。

この手続きは、更正の請求書を税務署長に提出することによって行います。更正の請求書が提出されると、税務署ではその内容の検討を行い、納め過ぎの税金があると認められた場合には、減額更正（更正の請求をした人にその内容が通知されます）を行って税金を還付することになります。

※更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

2. 納める税金が少な過ぎた場合や還付される税金が多過ぎた場合
⇒ 修正申告により誤った内容を訂正します。

A) 誤りに気付いたら早めに修正申告を
修正申告をしたり税務署から申告内容の指摘を受けたりすると、新たに納める税金の他に過少申告加算税がかかります。
税務署の調査を受ける前に自主的に修正申告をすれば、過少申告加算税はかかりません（ただし調査の事前通知の後にした場合にはかかり

B) 新たに納める税金は修正申告を提出する日が納期限となりますので、その日に納めてください。

C) この場合、納付した日までの延滞税はかかり

以上、1と2どちらのケースにおきましても、気が付いたら早めに対応することがポイントになります。